

始まります

新型インフルエンザのワクチン接種

新型インフルエンザワクチンの接種を開始します。

ワクチンの接種は重症化予防というメリットがあります。が、その一方、接種した部分が腫れたり熱が出たりするなどの症状が見られる場合もあり、まれに重篤な症状を引き起こすこともあります。また、ワクチンを接種したからといって絶対に新型インフルエンザにかからないというわけではあ

接種は優先対象者から

接種は、感染により死亡や重症化のリスクが高い人から優先的に実施。優先接種の対象者順に11月中旬より開始します。(表1のとおり)

- 優先接種の対象者
- ①医療従事者。
- ②基礎疾患（慢性呼吸器疾患・

慢性心疾患・慢性腎疾患・慢性肝疾患・神経疾患、神経筋疾患・血液疾患・糖尿病・疾患や治療に伴う免疫抑制状態・小児科領域の慢性疾患）がある人と妊婦。

- ③1歳から小3に相当する年齢の人。
- ④1歳未満児の保護者と優先接種者のうち予防接種が受けられない人の保護者など。
- その他の対象者
- ⑤小4から高3に相当する年齢の人と65歳以上の人。

これら以外の人に対する接種は、優先対象者の接種状況を踏まえ対応します。

接種はどこで受けられる？

接種は内科や小児科、産婦人科などの医療機関で受けられます。接種を実施する医療機関は、接種開始に合わせて回覧・本市ホームページなどでお知らせします。接種ができる医療機関で予約してください。接種可能な医療機関が分からない場合は、市保健所

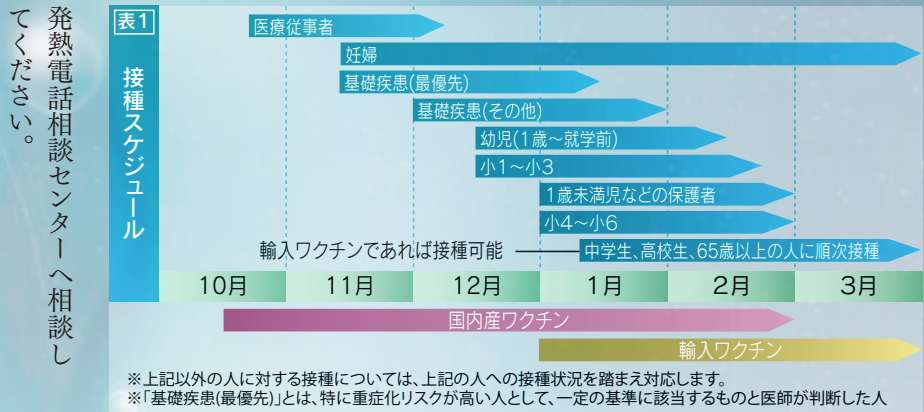


表2	対 象 者	資格証明に必要な書類
優先接種対象者	①基礎疾患がある人	優先接種対象者証明書(かかりつけ医で接種する場合は不要)
	②妊婦	母子健康手帳
	③1歳から小3に相当する年齢の人	母子健康手帳か保険証
	④1歳未満児の保護者	母子健康手帳、保険証か住民票
	⑤優先接種者のうち予防接種が受けられない人の保護者など	優先接種者の優先接種対象者証明書、保険証か住民票など世帯の確認できる書類
その他	⑥小4から高校生に相当する年齢の人	保険証など年齢の確認できる書類
	⑦65歳以上の人	

※接種費用負担軽減対象者は、このほかに軽減対象者の確認書が必要です。

接種を受けるには実費が必要です。2回接種の場合、1回目が3,600円、2回目が2,550円(1回目と異なる医療機関で接種を受ける場合は3,600円)。1回接種の場合は3,600円です。

なお、優先的に接種が受けられる人のうち生活保護世帯と市町村民税非課税世帯の人に

については、無料で接種が受けられます。希望する人は11月2日(月)から市役所国民健康保険課、市保健所、各支所・地区公民館などで配布する申請書に必要事項を記入し提出してください。認められた世帯には確認書を送付。この確認書を医療機関に提出することで、無料で接種を受けられます。

消えるまで ゆっくり火の元 にらめっ子
秋の火災予防運動を実施します

問い合わせは 消防局予防課 ☎220-4507

11月9日(月)から15日(日)まで秋の火災予防運動を実施。火災の発生しやすいこの時季、一人一人が防火について考え、大切な命と財産を火災から守りましょう。

■住宅火災を防ぎ、命を守る7つのポイント

●3つの習慣

- ①寝たばこは絶対にしない。
- ②ストーブは燃えやすい物から離れた位置で使用する。
- ③ガスこんろなどのそばを離れるときは必ず火を消す。

●4つの対策

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ②寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐため、防災品を使用する。
- ③火災を小さいうちに消すため、住宅用消火器などを設置する。
- ④お年寄りや身体の不自由な人を守るため、隣近所の協力体制をつくる。

■住宅用火災警報器の設置は市民の義務です

●確認して「NSマーク」

すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されました。火災を音声で知らせるこの警報器は、国の基準に適合した「NSマーク」の付いた警報器を選びましょう。防災用品を取り扱う販売店やホームセンターなどで購入できます。

●悪質な訪問販売に注意

「点検」と言って勝手に部屋へ上がり物色するなど、住宅用火災警

報器の悪質な訪問販売による被害が発生しています。消防署員や消防団員が消火器や住宅用火災警報器などを直接販売することはありません。なお、悪質な訪問販売の被害に遭ってしまったら、消費生活センターや、最寄りの消防署へ相談してください。

■消防について楽しく学ぼう

●消防ふれあい広場

煙・初期消火体験やミニ消防車の乗車、キーホルダー作製、幼年消防服試着、消防自動車見学などを行います。

日時＝①11月7日(土)午前9時30分～11時30分②11月15日(日)午前9時～11時30分

会場＝①は前橋合同庁舎(上細井町)②は消防局

●防火ポスターの入賞作品展

本市の小中学生が描いた防火ポスターの入賞作品45点を展示。

期日＝11月9日(月)～19日(休)

会場＝けやきウォーク前橋(文京町二丁目)

■地域で取り組む放火防止

次の点に注意して放火されにくい環境をつくりましょう。

- ①家の周りに燃えやすい物を置かない。
- ②ごみは指定された日時に出す。
- ③物置や車庫には鍵を掛ける。
- ④夜間は家の周りを明るくする。
- ⑤隣近所と協力し合って放火防止に取り組む。

あなたを支える国民年金 必ず保険料を納めよう

11月は「ねんきん月間」。この機会に身近で大切な年金について考えてみませんか。

■年金は世代と世代の支え合い

国民年金は働く世代が高齢者世代を支える世代間扶養。働く世代が負担する保険料が高齢者の収入(年金給付)になります。保険料は加入者の年齢・性別・所得に関係なく一律で、来年3月までは1万4,660円です。

■国が給付の一部を負担

国民年金は生涯にわたり受け取ることができます。基礎年金の給付に必要な費用の2分の1が、国の負担で賄われています。

国民年金の給付(受けられる資格があっても請求をしないと受給できません。詳細については問い合わせてください。)

3つの基礎年金があなたをサポート			
種類	対象	受給額	
老齢基礎年金	国民年金保険料を納めた期間(保険料免除期間を含む)が、25年以上ある人が65歳から一生生涯受けられます。	79万2,100円(平成21年度 満額)	
障害基礎年金	初診日(病気やケガで初めて医師の診療を受けた日)に国民年金に加入していた人(20歳前や60歳以上65歳未満の人を含む)が、一定の障害の状態になったときに受けられます。	(1級) 99万100円(平成21年度 定額) (2級) 79万2,100円(〃)	
遺族基礎年金	国民年金加入中に死亡または老齢基礎年金を受ける資格期間を満たした人が死亡したときに、その人に生計を維持されていた子のある妻、または子に支給されます。	子のある妻 102万円(平成21年度) 子のみ 79万2,100円(〃) ※子が2人以上の場合には、さらに加算があります。	

※障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるためには、初診日や死亡日の属する月の前々月までの公的年金加入期間のうち、納付または免除期間が3分の2以上あること、または直近1年間に未納がないことが必要。